

○ 特定目的信託の権利者集会等に関する規則（平成十八年内閣府令第五十四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
<p>（権利者集会の議事録）</p> <p>第十条 「略」</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4   法第二百四十九条第一項において準用する会社法第七百三十五条の二第一項の規定により権利者集会の決議があつたものとみなされた場合には、権利者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。</p> <p>一 権利者集会の決議があつたものとみなされた事項の内容</p> <p>二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称</p> <p>三 権利者集会の決議があつたものとみなされた日</p> <p>四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名又は名称</p> <p>（種類権利者集会）</p> <p>第十一条 「略」</p> <p>2 法第二百五十三条において準用する法第二百四十九条第一項において読み替えて準用する信託法第二百十条の規定による種類権利者集会の議事録の作成については、前条の規定を準用する。この場合</p>	<p>（権利者集会の議事録）</p> <p>第十条 「同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>〔項を加える。〕</p> <p>（種類権利者集会）</p> <p>第十一条 「同上」</p> <p>2 法第二百五十三条において準用する法第二百四十九条第一項において読み替えて準用する信託法第二百十条の規定による種類権利者集会の議事録の作成については、前条の規定を準用する。この場合</p>

<p>において、当該種類権利者集会の議事録は、同条第三項各号及び第 四項各号に掲げる事項のほか、法第二百五十二條第一項の規定によ り述べられた意見があるときは、その意見の内容の概要を内容とす るものでなければならぬ。</p>	<p>において、当該種類権利者集会の議事録は、同条第三項各号に掲げ る事項のほか、法第二百五十二條第一項の規定により述べられた意 見があるときは、その意見の内容の概要を内容とするものでなけれ ばならぬ。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	